

静岡県看護協会
災害支援看護マニュアル

平成 26 年 3 月

公益社団法人 静岡県看護協会

はじめに

静岡県看護協会（以下「協会」という。）は、平成9年に静岡県から災害対策基本法に基づく「指定地方公共機関」に指定され、「災害時の医療救護活動に関する協定書」を締結し、防災計画書を策定した。

平成11年には、日本看護協会の「地域防災活動と看護職の役割」をテーマとした「地域保健モデル事業」を6地区支部で取り組んだ。

この経験を活かし全国に先がけ、災害時に現場で活動できる看護職の育成に着手するとともに円滑な派遣体制の整備に向けて、認定・登録システムを構築した。

平成17年には、「防災対策委員会」を常任委員会として発足させ、医療救護計画及び国民保護業務計画並びに日本看護協会災害支援マニュアルに基づき、災害支援ナースの育成研修をはじめ、地区支部活動の一環としての市町防災訓練への積極的な参加等、平時の活動から緊急時の派遣までその体制づくりを進めてきた。

平成24年には、静岡県看護協会災害看護支援体系を構築した。平成25年に委員会の名称を「防災対策委員会」から「災害看護対策委員会」に変更し、活動を継続している。

災害は自然であれ、人為であれ、人々の生命の危機と健康破綻をもたらし、そして予知なく押し寄せる。災害状況をふまえて効果的に活動できる人材育成が必要と考え、今回、災害支援活動が円滑に実施できるよう災害支援看護マニュアルの見直しを行った。

災害支援ナース登録者、災害支援ナースの派遣施設等それぞれの立場で、また、平時の心構え、緊急時の対応の目安として活用していただきたい。

目 次

静岡県看護協会災害支援マニュアル

1	静岡県看護協会災害看護対策委員会の経緯	1
2	災害の定義と種類	4
3	静岡県看護協会災害看護支援体系	5
4	災害支援ネットワーク	9
5	災害支援ナースの派遣の実際	11
6	災害支援活動の実際	12
7	災害支援ナースの身分保障	14
8	静岡県看護協会災害対策本部	18

1 静岡県看護協会 災害看護対策委員会の活動経緯

平成25年5月

- 平成7年 平成7年1月17日 阪神・淡路大震災
平成9年度 災害対策基本法に基づく「指定地方公共機関」の指定を受け静岡県と
「災害時の医療救護活動に関する協定書」締結
防災対策班を設置
防災計画書第1版作成
防災ジャンパー150枚作成
- 平成11年度 日本看護協会の地域保健モデル事業「地域における看護提供システム」の展開
テーマ「地域防災活動と看護職の役割」
地域のネットワークによる支援体制作りの具体化。3地区支部が参加
会員を対象とした第1回災害看護研修開始
- 平成12年度 日本看護協会の地域保健モデル事業継続 6地区支部が参加
- 平成13年度 災害支援ボランティアナース育成開始
- 平成14年度 会員を対象とした第2回災害看護研修
「災害時の中長期における看護職の役割」
阪神高齢者支援ネットワーク副代表 黒田裕子氏
- 平成15年度 会員を対象とした第3回災害看護研修
「災害時の地域における看護職の役割」富士常葉大学環境防災学部
助教授 黒川希志
会員を対象とした第4回災害看護研修
「災害時における看護職の役割」東京都立広尾病院看護長 山崎達枝氏
防災計画書第2版作成
防災ベスト200枚作成
- 平成16年度 B研修開始（A研修修了者対象）
災害支援ボランティアナース登録開始
会員を対象とした第5回災害看護研修
「机上トリアージ訓練」筑波メディカルセンター 大橋氏
第1回防災対策本部会議開催
第6回 日本災害看護学会参加（高知市）

- 平成17年度 防災対策班が防災対策委員会となる
12地区支部全てで災害支援ボランティアナースの育成研修実施
防災計画書第3版作成
緊急連絡網の整備シミュレーション
防災ベスト200枚追加作成
会員を対象とした第6回災害看護研修
「福井豪雨災害の活動報告」福井赤十字病院看護部長 青山 操氏
第7回 日本災害看護学会参加（淡路市）
「災害に対する備えの行動化 ―災害看護からの提言―」発表
- 平成18年度 「災害時の医療救護活動に関する協定書」の見直し 新たに締結
国民保護業務計画作成・公表 防災計画書の一部改正
フォローアップ研修開始（災害支援ボランティアナース）
会員を対象とした第7回災害看護研修
島田市民病院整形外科部長 寺本健二氏 「災害拠点病院としての備え」
第8回 日本災害看護学会参加（東京）
「災害支援ボランティアナース登録者への意識調査」発表
- 平成19年度 防災計画及び国民保護業務計画書作成 第4版改訂
会員を対象とした第8回災害看護研修
「クロスロード」静岡県中部地域防災局 天野 歌子氏
日本看護協会主催の防災訓練
静岡県総合防災訓練参加
中越沖地震災害支援ボランティアナース派遣 4名
第9回 日本災害看護学会参加（3名）
「災害支援ボランティアナース育成に関する看護部責任者の意識調査」
- 平成20年度 災害支援ボランティアナースより災害支援ナースと名称変更
第10回 日本災害看護学会参加(大分県)
「災害支援ボランティアナース育成に関する地区支部長の意識調査」
会員を対象とした第9回災害看護研修
「クロスロード」 中部防災局 櫻井郁子氏
- 平成21年度 防災計画及び国民保護業務計画書作成 第5版改訂
平成21年 8月11日 「駿河湾地震」
会員を対象とした第10回災害看護研修
クロスロード
中部防災局 櫻井郁子
第12回 日本災害看護学会（福井） 2名参加

- 平成22年度 日本看護協会：シラバス発表、災害支援ナース必携マニュアルの見直し
 日本看護協会より災害支援ナース 身分保障提示
 リーダーナース育成検討
 会員を対象とした第12回災害看護研修
 静岡県危機管理室 岩田氏 「東海地震に備える」
平成23年3月11日 東日本大震災 B研修中止(3月12日予定)
- 平成23年度 東日本大震災 災害支援ナース合計45名派遣
 日本看護協会主催 指導者研修2名参加
 会員を対象とした第12回災害看護研修
 「他職種との協働」保健・医療・事務・医師・看護パネリスト5名
 災害支援ナース報告会開催
 兵庫県看護協会 災害支援ナース育成等視察
 第13回 日本災害看護学会参加(埼玉)
 災害支援ナース育成について委員会案を提出
- 平成24年度 災害支援ナース教育体系見直し決定
 防災計画及び国民保護業務計画書マニュアル修正検討
 平成24年度にてフォローアップ研修・B研修終了
 災害支援ナース移行措置研修開始(登録者1,236名対象) 12月・1月
 日本看護協会主催 指導者研修2名参加
 第14回 日本災害看護学会参加(名古屋) 2名参加
 会員を対象とした第13回災害看護研修
 「クロスロード」静岡県中部地域防災局 望月俊明氏
 衛星放送 「災害看護研修」 日看協指導者研修修了者2名参加
 (日看協からの依頼)
- 平成25年度 委員会名称変更「防災対策委員会」から「災害看護対策委員会」と名称変更
 教育システムを見直し、静岡県看護協会災害看護支援体系を作成
 登録システム変更(個人登録・施設登録、1年間の期間登録となる)
 災害支援ナースA研修から災害看護地区研修に変更
 災害支援ナースB研修から災害支援ナース育成研修(3日間)に変更
 災害支援ナース登録の個人登録者に対して登録者研修を実施
 災害支援ナース移行措置研修実施予定 (8月・1月)

2 災害の定義と種類

1) 災害とは

災害とは、短時間に限局した地域で発生し、その地域の処理能力を超え、地域外からの援助が必要で、多数の被災者が発生する非常事態である。災害は大きく、自然災害、人為災害、特殊災害に分類される。

(1) 自然災害

台風、水害、土砂崩れ、地震などの自然に発生する災害を自然災害という。これらは広域的災害といわれ、電気・水道・交通・通信網などのライフラインが被害を受け、被災地域が孤立化する恐れがある。

(2) 人為災害

航空機事故、工場爆発、ガス爆発などの人為的に発生する災害を人為災害という。これらは局所的災害といわれ、災害発生から経時的に拡大する恐れがある。

(3) 特殊災害

放射能漏れ、タンカーの重油流出事故などを特殊災害という。これらの災害は、人為災害の中でも特に、その影響が広域に渡り、また、長期化するといった特徴を持つ。

2) 災害看護とは

地震や火災により家を焼かれたり、公的施設が失われたりする一次的災害、あるいはそれに伴う二次的な生命・健康の脅威に対して、看護に携わる者が知識や技術を駆使し、他の専門分野の人との協力のもとに、生命や健康生活への被害を少なくするための活動を展開することである。（日本看護協会出版「災害支援ナースマニュアル」より）

災害看護へのニーズは災害発生後の経過によって変化する

災害時期	必要とされる看護の専門領域
災害発生～初動 (発生直後～3日程度)	救命救急看護、トリアージ 手術室看護、透析看護 緊急時看護管理
初動～初期対応 (3日目～2週間)	内科系看護 慢性疾患看護 外科系看護
中期対応 (数週間～3ヵ月)	精神科看護、(地域看護) 在宅看護 小児看護 社会資源の知識があり、活動できる看護職 様々な看護領域での活動ができるマルチ看護
長期対応 (3ヵ月以上)	(地域看護) 慢性疾患看護 在宅看護 小児看護 精神看護 (アルコール依存症への対応)、PTSD

3 静岡県看護協会災害看護支援体系

静岡県看護協会としての災害看護支援体系について

静岡県看護協会は、公益社団法人として、定款第4条防災及び災害支援に関する事業を、看護職が有事の際に、対応できるスキルを身につけ（育成研修）、社会貢献に繋げていく。また、タイムリーな支援のため登録・派遣について管理する

＊静岡県看護協会災害看護支援体系（別紙資料参照 p 22）

1) 災害支援ナースとは

災害支援ナースとは、「日本看護協会の災害時支援ネットワークシステムに基づき、原則として静岡県看護協会に登録し、看護職能団体の一員として被災地に派遣される看護職である。」とする。

2) 災害支援ナースの役割

- (1) 被災者が健康レベルを維持できるように適切な医療・看護を提供する
- (2) 被災した看護職の心身の負担を軽減し、支えるように努める

3) 災害支援ナースの育成の目的

災害看護には、災害への備え、救急対応、普及に向けての長期的対応がある。災害直後の緊急対応では、大勢の患者が軽症、重症を問わず殺到し、混乱状態に陥った救護所や医療施設で、押し寄せる負傷者に対し適切なトリアージや応急処置などが看護職に求められる。復旧に向けて、被災地へ長期に渡る災害支援ナースの派遣も期待されている。これらの役割を担うためには、地域住民、医師会、行政等の組織との連携作り、支援ナース派遣ネットワークの確立と共に、災害初期から中・長期的な復旧時に看護を提供できる「災害支援ナース」の育成が不可欠である。

(1) 育成研修

①災害看護地区研修

目的：災害時に対応できるスキルを身につける

担当：静岡県看護協会 8 地区支部

対象：経験1年以上の看護協会員・非会員

②災害支援ナース育成研修

目的：災害支援ナースとして高度なスキルを身に付ける

担当：静岡県看護協会 災害看護対策委員会

対象：県協会員で経験4年以上の災害看護地区研修の修了者

4) 災害支援ナースの育成研修

(1) 災害看護地区研修

災害時にはネットワークが重要であるため、地域との連携を視野に入れた教育を計画する。市町の防災担当者に研修の一部を依頼して、地域防災対策を学び、地域の防災訓練に積極的に参加していくことが重要であるから、地区支部単位で開催する。

① 目標

発災時、地域の救護所で適切なトリアージや限られた資材による応急処置が提供できる基本的知識、技術を習得する。

② 行動目標

- ・ 災害看護とは何かを理解する
- ・ 災害看護に必要な知識、技術（トリアージ、応急手当、搬送法）を学ぶ
- ・ 地域防災対策を理解し、地域防災対策を支える団体との連携の必要性を知る

③ 災害初期支援ナースに求められる役割

- ・ トリアージ能力

トリアージの目的は、治療優先度を判断し患者を適所に配分して、有限の治療資源の無駄な使用を避け、大多数の人達に最善の治療を受けさせること。

トリアージは医師の任務であるが、様々な理由により医師が出来ない状況も発生し、看護職にもその役割が求められる。トリアージは時間経過とともに繰り返し修正される。

※災害現場、救護所で行われる初期トリアージ

- ・ 護送される患者の治療優先順位を決める
- ・ 限られた人的、物的資源を効率的に使用する
- ・ 気道（A=A i r w a y）、呼吸（B=B r e a t h i n g）、循環（C=C i r c u l a t i o n）を重点に評価し、軽症群＝保留群、中等症群＝待機治療群、重症群＝最優先治療群、死亡群にすばやくトリアージする
- ・ トリアージタック（赤）最優先治療群、（黄）待機治療群
（緑）保留群、（黒）死亡群
- ・ 応急救護（応急手当）
限られた人的、物的資源のなかで、様々な負傷者に対し応急手当を行う。
 - ・ 骨折、出血、火傷、クラッシュ症候群、全身打撲などの病態と初期治療についての知識と技術
- ・ パニックに陥った被災住民や負傷者への対応
突然の災害発生と負傷に動揺する被災者や蘇生対象外とトリアージされ混乱状態に陥った家族などに対するケア。
- ・ 救護チームの動きの把握－物資・人材の調整とリーダーシップ能力
救護所では、医師や看護師などの有資格者だけでなく、事務員や住民のボランティアなど見知らぬ人々が協力して働くこととなる。チームとして効果的に医療行為ができ

るよう物資・人材の調整が必要であり、強力なリーダーシップが要求される。

- ・ 住民ボランティアへの指示（住民ボランティアの活用）

医師・看護師はトリアージや応急手当が急務である。搬送にあたってきた地域住民にボランティアとして、パニックに陥った被災者の対応を依頼し、応急手当の介助者として活動するように働きかける。

④ 研修内容

ア 講義と演習（1日）

AM 講義	受付
	オリエンテーション
	災害看護とは
	〇〇市における防災対策
	災害初期の医療ニーズ（トリアージを中心に）
昼休憩	昼休憩
PM 実技演習等	実技演習（応急処置、三角巾法、搬送法、トリアージ）等
	まとめ アンケート

イ 地域防災訓練参加

災害看護地区研修で学んだ知識、技術を活用して地域防災訓練に参加する。地域住民を対象とした三角巾法・搬送法講習の講師として、看護職に求められる能力の必要性を体験する。また医師・消防署員・市町村職員・自主防災員・自衛隊員等と協力しあって、設定された救護所で応急救護にあたる。これらを通して、混乱状態の救護所でのトリアージ知識の必要性・リーダーシップの重要性を体験する。

(2) 災害支援ナース育成研修

災害の経過とともに、災害支援ナースに必要とされる看護の専門領域は変化する。災害看護の特殊性を理解し、災害の経時的対応について必要な看護が提供できる知識、技術を学ぶことができる。

① 目標

災害看護の特殊性を理解し、専門知識・技術を学び、被災者及び被災地域のために災害支援ナースとして活動できる実践能力を養う。

② 行動目標

ア 災害の経時的対応について学ぶ

イ 被災者と支援者の心のケアについて学ぶ

③ 研修内容（3日間） *研修内容については講師により変動有り

時 間	研修 1日目	研修 2日目	研修 3日目
AM	オリエンテーション	オリエンテーション	オリエンテーション
	静岡県看護協会災害看護支援体系について 静岡県医療救護計画について	災害支援活動の実際Ⅰ ・避難所設定 ・机上シミュレーション (演習・グループワーク 休憩含む)	被災者・支援者への こころのケアについて (講義)
	災害、災害看護の基本Ⅰ ・災害支援ナース実務編 (講義)		
昼休憩	昼休憩	昼休憩	昼休憩 ・非常食試食(体験)
PM	災害、災害看護の基本Ⅱ ・災害支援ナース実務編 (講義)	災害支援活動の実際Ⅱ ・夜間避難所模擬体験 (演習・グループワーク 休憩含む)	被災地における協働に ついて (講義・ロールプレイ)
	災害支援ナースの看護活動 (グループワーク)		

④ 看護協会主催の集合研修であり、研修内容は知識・技術の習得が主となる。

5) 災害支援ナースの「修了証」の交付

災害看護地区研修を終了した者には、地区支部より「修了証」を交付する。

災害支援ナース育成研修を修了した者には、静岡県看護協会より「修了証」交付する。

「修了証」は、派遣登録時に必要なため大切に保管する。

*** 「修了証」の再発行はしない。**

6) 災害支援ナースの登録・派遣

(1) 登録とは ① 災害支援ナース育成研修を受けた者が、本会等からの要請に応じて被災地で災害救護活動を実践することに同意して名前を届けておくこと。

② 登録有効期限：1年

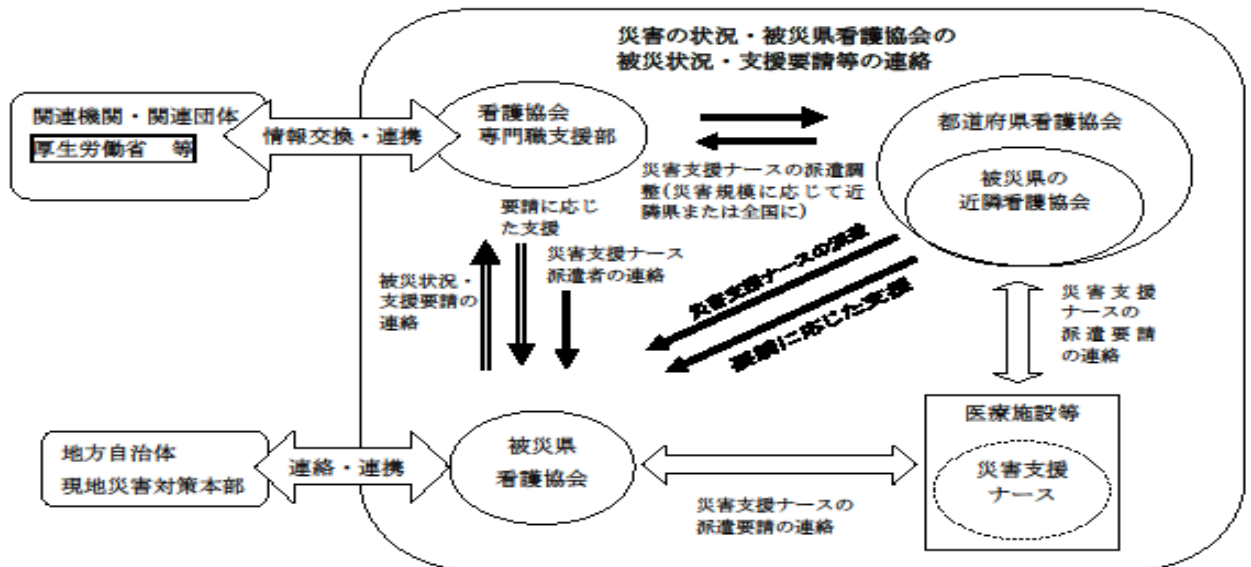
登録種類：個人登録・施設登録(別紙参照 p24・25)

(2) 派遣 ① 日本看護協会及び県の要請に基づき登録者を派遣する。

② 派遣調整は県協会災害対策本部

4 災害支援ネットワーク

日本看護協会災害時支援ネットワークシステム



1) 災害時支援ネットワークシステムとは・・・

大規模災害発生における日本看護協会を含む都道府県看護協会、そして医療施設等、災害支援ナースとの連携要領を明確にし、円滑に災害看護体制を整え、効果的な支援活動を行うためのもの。

2) 災害時看護支援の基本的考え

災害支援ネットワークに基づく災害看護支援の考え方は、看護職能団体として災害支援ナースを派遣し、被災地のニーズに応じて柔軟に看護活動を実践することを原則としている。そして、その支援活動の形態は自己完結型を基本とする。

3) 災害時支援ネットワークの活用

(1) 情報収集・情報発信

①被災県看護協会は、災害状況連絡票（様式 A）を使用し、電話・FAX・Eメールいずれかの方法で日本看護協会（以下「JNA」）に情報提供する。

* 情報提供を行う基準は、震度 5 以上の地震または何らかの支援が必要になると予測される災害が発生した場合とする。

* 災害が夜間または休日に発生した場合には、翌日または休日明けに連絡する。

* 情報提供がない場合は、JNA から被災県看護協会に電話連絡を行う。

②JNA は、被災県看護協会からの情報にマスメディア等からの情報を加え、集約したものを法人会員ネット掲示板に掲載する。

③被災県以外の都道府県看護協会（以下「県協会」）は、法人会員ネット掲示板から情報収集を行う。

(2) 災害支援ナースの派遣調整

①被災県看護協会は、災害支援ナース派遣要請票（様式 B ）に必要事項を記入し、FAX または E メールにて JNA に送信する。

②JNA は、要請内容を被災県近隣の県協会（以下「近隣県協会」）に FAX し、支援要請を行う。近隣県協会が支援できる内容に限界がある場合や支援活動が長期化する場合には、その他の県協会に FAX し、支援要請を行う。

③請を受けた県協会は、災害支援ナース登録者や会員施設等に支援要請を行い、災害支援ナース派遣候補者リスト（様式 C ）を作成し、JNA に FAX にて送信する。

④JNA は、要請内容に照らして派遣候補者リストにより派遣する災害支援ナースを決定し、災害支援ナース派遣シフト表（以下「シフト表」）を作成する。シフト表を被災県看護協会と派遣を依頼する県協会に FAX し、派遣依頼する。

*派遣調整の結果（派遣状況）は、法人会員ネット掲示板に掲載する。

⑤派遣の依頼を受けた県協会は、災害支援ナースに必要なオリエンテーションを行い、シフト表に基づき活動場所に災害支援ナースを派遣する。以下、災害支援ナースの派遣の実際参照

⑥災害支援ナースを派遣した県協会は、災害支援ナースが無事に活動終了し、帰還したことを確認する。シフト表全ての派遣が終了したら JNA に報告する。（様式 3）

5 災害支援ナースの派遣の実際

1) 派遣の基準

災害支援ナースの派遣については、災害規模に従い次の段階で実施する。

- (1) 被災県看護協会のみで活動が可能な場合は、被災者県内の災害支援ナースにより支援活動を行う。
- (2) 大規模災害で、被災県看護協会への支援が必要な場合は、まず被災県近隣の看護協会が災害支援ナース等の支援を行う。
- (3) 近隣県看護協会の支援に限界がある場合や支援活動が長期化する場合には、その他の都道府県看護協会も支援を行う。
- (4) 支援調整は、(1) の場合は被災県看護協会が行い、(2) (3) の場合は日本看護協会が行う。

2) 派遣時期と派遣期間

派遣時期：発災後3日以降から1ヶ月間を目安とする。

派遣期間：1人の活動期間は原則として、稼働時間を含め3泊4日とする。

3) 派遣活動場所

原則として被災した医療機関・社会福祉施設・福祉避難所を優先とする。但し、他組織からの支援がない場合に限り避難所他にも含めるものとする。

4) 派遣手順

災害発生から、災害支援ナース派遣までの手順は以下とする。

- (1) 災害発生：災害支援ナースの派遣が必要となると予測される災害が発生した場合、被災県看護協会は、「災害状況連絡票（様式 A）」を作成し、日本看護協会へ報告、日本看護協会は県看護協会へ FAX 送信する。
- (2) 災害発生の周知：県看護協会は、「災害発生に関する報告書（様式 1）」災害支援ナース所属施設に FAX 送信する。
- (3) 災害支援ナースの派遣要請：県看護協会は派遣要請内容「災害支援ナース派遣要請票（様式 B）」を受信したときは、災害支援ナース所属施設へ FAX 送信する。
- (4) 県看護協会への派遣要請：日本看護協会より派遣要請が決定し、「災害支援ナース派遣要請（様式 2）」を受信したときは、災害支援ナース所属施設に FAX 送信する。なお、派遣要請は緊急を要するものであり、公文書の発行は行わないものとする。

6 災害支援活動の実際

静岡県看護協会防災計画に基づき、派遣要請を受けて出動する場合

1) 災害支援ナースの心構え

- (1) 自分の生活については、自分で責任を持つ。
- (2) 交通費・宿泊・食事等についての金銭的負担は各自が負う。
ただし、出動に要した経費の一部を後日、協会が負担する。
- (3) 自分の健康は、自分で管理する。

2) 災害支援ナースの出動にあたって

(1) 要請に応えるための準備

- ① 家族及び職場の所属長の了解を得る。
- ② 自分の専門性を明確に伝える。
- ③ 活動期間は、原則として2日間をめどにする。ただし、全体として4日間を超えない。
- ④ 移動日を前後1日ずつ考慮する。
- ⑤ 医療・福祉施設等看護代表者に支援活動を申し込んだら、すぐに活動できるよう準備をして待つ。

(2) 心の準備

- ① 無事に帰還することを心掛ける。
- ② 気持を楽に持つ。
- ③ 気負いすぎない。

(3) 持参する物品の準備（出動時携行物品リスト参照 p 21）

災害前後の時間経過や季節・活動場所により微妙に異なる。自分自身が活動を続けるために「自己完結で滞在・移動できる身支度」をしっかりと行なう。災害状況等により判断する。持参するものには、全て氏名を書く。防災ベストを着用する。（防災ベストは、静岡県看護協会・地区支部長が保管、管理している。）

(4) 情報収集

被災地の状況は、日々刻々と変化している為、ラジオ・テレビ等で常に新しい情報を収集しておくことが必要である。

(5) 活動中の事故・病気等の保障、諸手続き

① 職場との関係

支援活動中の取り扱いや身分保障の取り扱いがどうなるのか確認しておく。

（出張・有給休暇・職務専念義務の免除等）

② 保険

派遣要請に応じた災害支援ナースの傷害保険については、日本看護協会の国内旅行傷害保険（天災危険含む。）に加入する。

③ 現地でのアクセス確認

救護を必要としているところに、いち早くたどり着くために、現地に着いたら、どこの誰を尋ねればよいか、事前に協会に確認しておく。

(6) 現地への援助

- ① 指定された場所に集合する。
- ② 現地に向かうには、最新の交通情報を収集し、公共交通機関でたどり着ける所まで行く。
その後は、徒歩で目的地へ向かう。

(7) 着任時

- ① オリエンテーションは無いところが多いので、積極的に情報を収集する。
- ② 支援を要請した機関・施設からの指示に従って活動する。
- ③ 活動期間中の連絡担当者を確認する。

(8) 活動中

- ① 支援内容は、時間の経過に伴って、被災地のニーズが変化していくので、現地との連携・調整を図りながら支援活動を行なう。
 - ア 着任後、自分の眼でニーズを把握する。
 - イ 状況が見えたら、どんな活動が必要か判断する。
 - ウ 任期終了後、支援活動の見直しをする。
- ② 活動日、活動範囲、活動内容、休憩場所等の確認をする。
- ③ 定期的に、災害対策本部（協会）に報告する。
- ④ 災害支援ナース自身の諸注意
 - ア 休息を必ずとる。
 - イ 栄養をきちんと摂る。
 - ウ 気分転換を図る。
 - エ 自分自身の安全を確保する。

(9) 活動終了後

- ① 災害支援活動の終了後は、医療・福祉施設等代表者に連絡をする。
- ② 後日、報告書を医療・福祉施設等代表者を經由して提出する。

自主的に出動する場合

上記の心構え及び出動にあたってのマニュアルの内、自主的に出動する場合にあっても、共通する項目は留意する。

- 1 出動に要する全ての経費は、各自が負担する。
- 2 支援活動中の取り扱いや身分保障の取り扱いがどうなるのか確認しておく。
- 3 現地に向かうには、最新の交通情報を収集し、自己完結で目的地に行く。
- 4 被災地に到着したら、市町村の災害対策本部または、ボランティア受け入れ本部に出向く。

7-① 災害支援ナースの身分保障

- (1) 県外派遣：日本看護協会からの要請により派遣される場合
 - 1) 派遣期間は原則として3～4日である
 - 2) 交通費・宿泊費が実費支給（一人上限20,000円）される
20,000円を超える分は、静岡県看護協会より支給する。
 - 3) 傷害保険保障として、日本看護協会が契約者として、傷害の程度に応じて保険金の受給ができる。
 - 4) 保険の対象範囲は、出発地から派遣地の往復行程及び派遣中及び看護行為中の本人傷害である。相手に対する傷害に関しては、上記保険でカバーできないので、別に日本看護協会の「看護職賠償責任保険」に加入しておく必要がある。

- (2) 県内派遣：静岡県看護協会からの要請により派遣される場合
 - 1) 交通費は実費支給される。
 - 2) 傷害保険保障は日本看護協会に準ずる。

- (3) 静岡県国民保護計画によって派遣される場合
 - 1) 静岡県から交通費・宿泊費が支給される。
 - 2) 傷害保険保障等詳細は決まっていない

*いずれの場合も施設から出張扱いとされた場合は、上記は適用されない

7-② 災害支援ナースの身分保障

日本看護協会が静岡県看護協会と調整し被災地に派遣する災害支援ナースの身分保障の内容は以下のとおりです。なお、所属施設より業務として派遣される（出張扱い等で労務災害が適用される）場合については、対象となりませんので、ご注意ください。

本件の施行は、2009年4月1日からとなります。

なお、静岡看護協会は、日本看護協会に準ずる。

災害支援ナース派遣に関する傷害保険の加入と実費支給について

保険内容

1. 保険の種類 国内旅行傷害保険（天災危険担保特約付）
2. 保険会社 日本興亜損害保険株式会社
東京都中央区日本橋 2-11-2 太陽生命日本橋ビル
Tel : 03-3231-7524
3. 契約者 日本看護協会
4. 被保険者 実際に派遣された災害支援ナース
5. 保険金額 被保険者 1人あたり

担保種目	保険金額
死亡・後遺障害	1億円
死亡・後遺障害（天災危険によるもの）	5,000万円
入院日額	15,000円
通院日額	10,000円

参考：保険料は200人で算定し1人3,468円。年度末に実数精算。

派遣者がいない年度は最低保険料として1,000円のみ

6. 保険条件
 - ①派遣期間は1人3泊4日
 - ②補償対象期間は事故の日から180日間（通院は90日間）。
 - ③保険対象範囲は、出発地から派遣地の往復行程及び派遣中及び看護行為中の本人傷害。
 - ④死亡・後遺症障害については、いずれの場合も上記金額を上限とする。後遺症障害後、補償対象期間内に死亡された場合は、上記を総額の上限とする。
 - ⑤病院での治療あるいは入院に対して、治療内容にかかわらず、上記一律の保険金が支払われる。ただし、保険金支払いの対象日数は、傷害した日から平常の生活または業務ができる程度に治った日までの日数となり、保険会社が認定する。
7. 名簿管理 日本看護協会 専門職支援・中央ナースセンター事業部
8. 取扱代理店 株式会社日本看護協会出版会 損害保険部
東京都渋谷区神宮前 5-8-2
Tel : 03-5778-5782

保険加入と支払いまでの 手順と注意事項

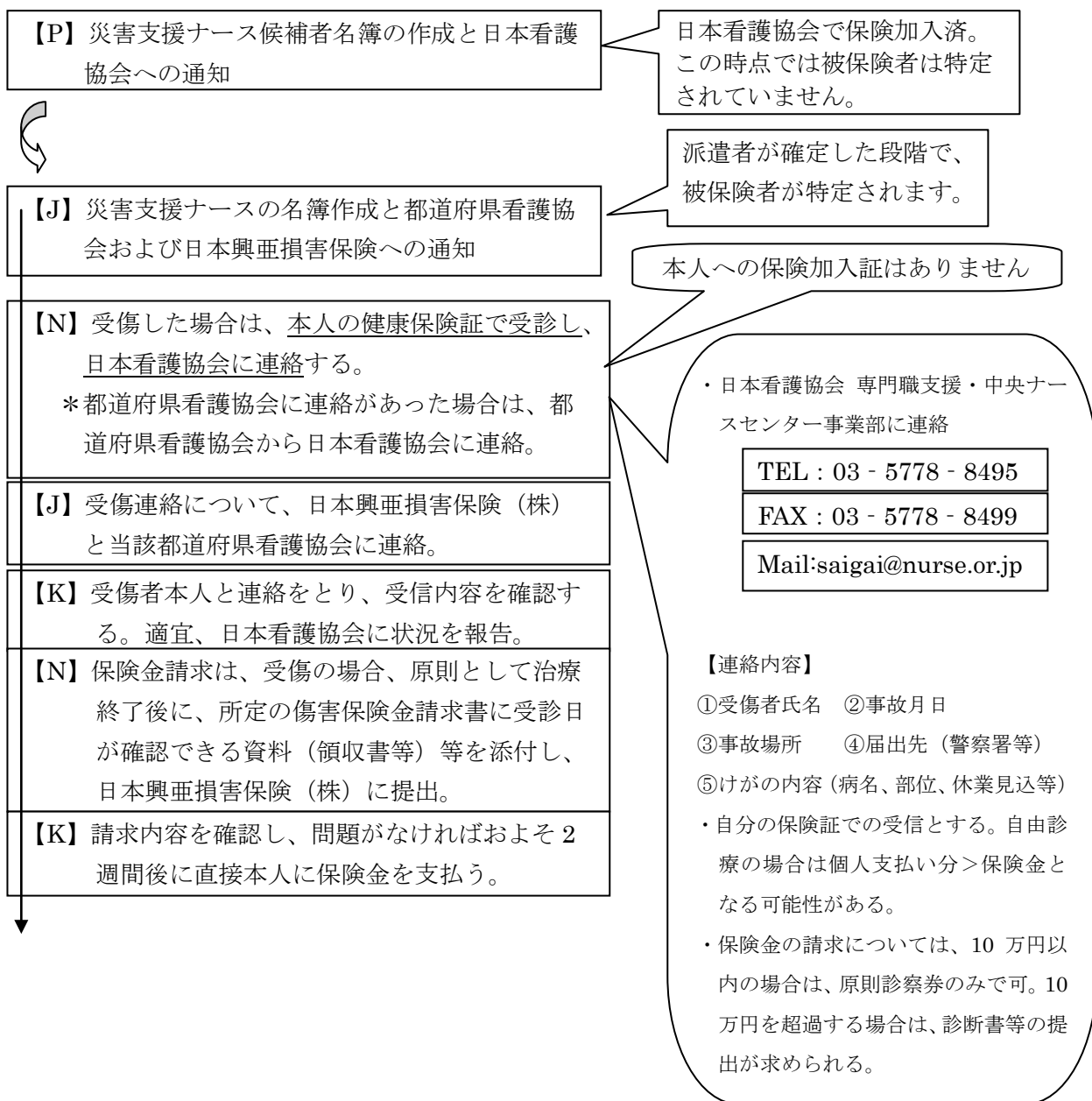
1. 保険加入と支払いまでの手順

【P】 都道府県看護協会が行うこと

【J】 日本看護協会で行うこと

【N】 災害支援ナースが行うこと

【K】 日本興亜損保（株）が行うこと



2. 都道府県看護協会から災害支援ナースへの注意事項

① 個人情報保護について、以下の件に同意いただく：

- ・ 被保険者を通知する必要があるため、派遣シフト表を日本興亜損害保険（株）へ提出する。
- ・ 受傷内容や保険支払いに関して都道府県看護協会へ通知するので、問題がある場合は事前に申し出る。

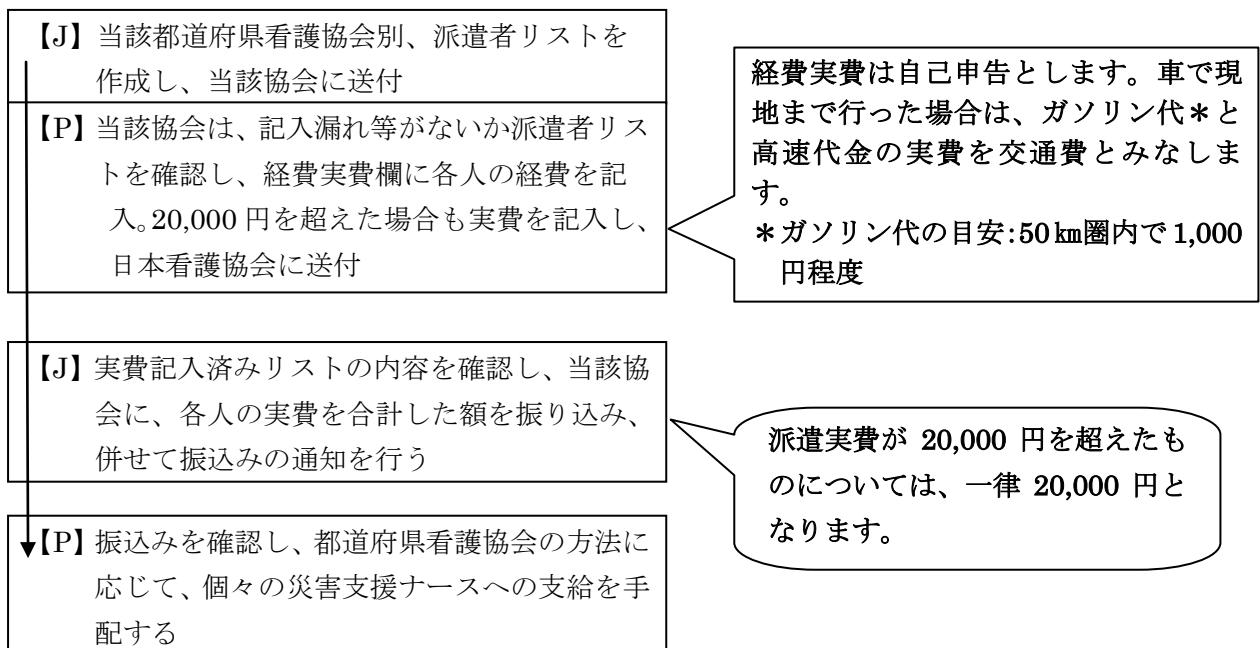
- ② 受傷時は、必ず日本看護協会へ連絡する。直接、日本興亜損害保険には連絡しない。
- ③ 受傷状況や保険についての都道府県看護協会への連絡は日本看護協会が行う。
- ④ 受診は病院や診療所とし、自身の健康保険証を使用する。保険請求に際し、整体やカイロプラクティック等への受診では保険金は支払われない。はり、マッサージ、指圧等は、医師の指示に基づいて行われた場合を除き、保険金は支払われない。
- ⑤ 受診した日を記したものを保存する。(領収書、受診日が記載された診察券等)
- ⑥ 災害支援活動後帰宅する際、通常予測される交通ルートから免脱した場所へ立ち寄らないようにする。(保険が適用されない事態を回避するため)
- ⑦ 保険金が10万円以内の場合、診断書は原則不要。保険会社から請求がない限り準備しなくてよい。
- ⑧ 保険金は、災害支援ナース個人(死亡した場合は法定相続人)に保険会社から直接支払われる。

**災害支援ナースへの
交通費・宿泊費の実費支給について**

所属施設から業務として派遣される場合を除き、災害支援ナースには交通費と宿泊費の実費として一人20,000円を上限として支給いたします。

下記、支給手順に従い、手続きをお願いいたします。

なお、実費支給は災害支援ナース派遣が収束した段階から開始いたします。実際の派遣から支給まで数ヶ月を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。



8 静岡県看護協会災害対策本部

災害発生時に、直ちに災害対策本部を次のとおり設置する。

1) 災害対策本部の設置

- 設置目的 (1) 災害発生時の具体的実践的な活動計画と指示伝達
(2) 最新情報の取得と情報の提供
(3) 災害支援ナース活動の保安管理

名 称 静岡県看護協会災害対策本部

設置場所 公益社団法人静岡県看護協会内

- 対策本部 (1) 本部長 静岡県看護協会会長
(2) 本部員 総務班 専務理事
情報班 事業担当常務理事
医療救護班 災害担当理事
(3) 本部職員 静岡県看護協会事務局

2) 対策本部の役割

- (1) 被災地の情報収集
(2) 災害支援ナース派遣開始の決定と召集
(3) 災害支援ナース派遣開始から終了までの調整
(4) 被災地看護協会との連絡・調整
(5) 被災地派遣災害支援ナースとの連絡・調整
(6) 災害時災害支援ナース活動の安全確保
(7) 物品・義援金・支援活動に関する費用の調整

3) 各担当の役割

- (1) 本部長（静岡県看護協会会長）全体の統括
①災害対策本部の設置及び廃止
②災害対策本部の設置について、関係機関に連絡・報告
- (2) 本部員（専務理事）総務班
①本部長の補佐
②本部員会議への招集
③配備態勢、その他本部命令の伝達をする。
④県、市町村災害対策（地震災害警戒対策）本部、防災関係機関との連絡調整
⑤日本看護協会、他県看護協会への応援要請及び連絡調整
⑥県との災害時医療救護活動協定書に基づく報告等の事務処理
⑦協会会館の施設、設備の安全措置、会館利用者への情報伝達及び退去
⑧会員、職員の安否の確認
⑨他班との連絡調整

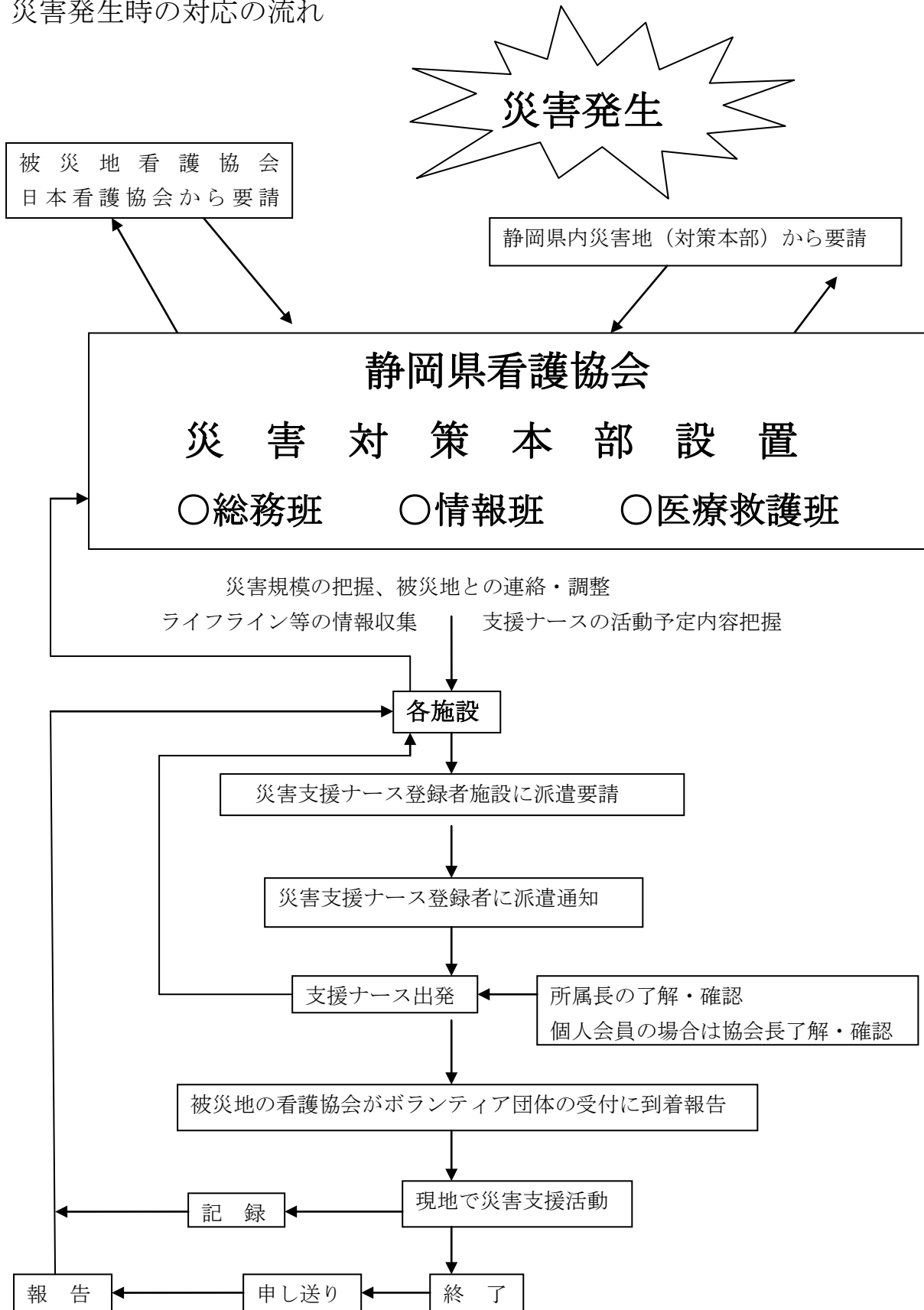
(3) 本部員（事業担当常務理事）情報班

- ① 気象情報、公共交通機関の運行状況、道路交通情報等の収集伝達
- ② 東海地震注意情報及び地震予知情報、その他地震防災上必要な情報の収集伝達
- ③ 災害状況、被害状況、その他応急対策上必要な情報の収集伝達

(4) 本部員（災害対策担当理事）医療救護班

- ① 災害支援ナース派遣可能者の把握
- ② 災害支援ナース派遣準備
- ③ 災害支援ナース派遣交替要員の確保
- ④ 災害支援ナースの活動状況の掌握、記録、集計
- ⑤ 災害支援ナースの受け入れ

災害発生時の対応の流れ

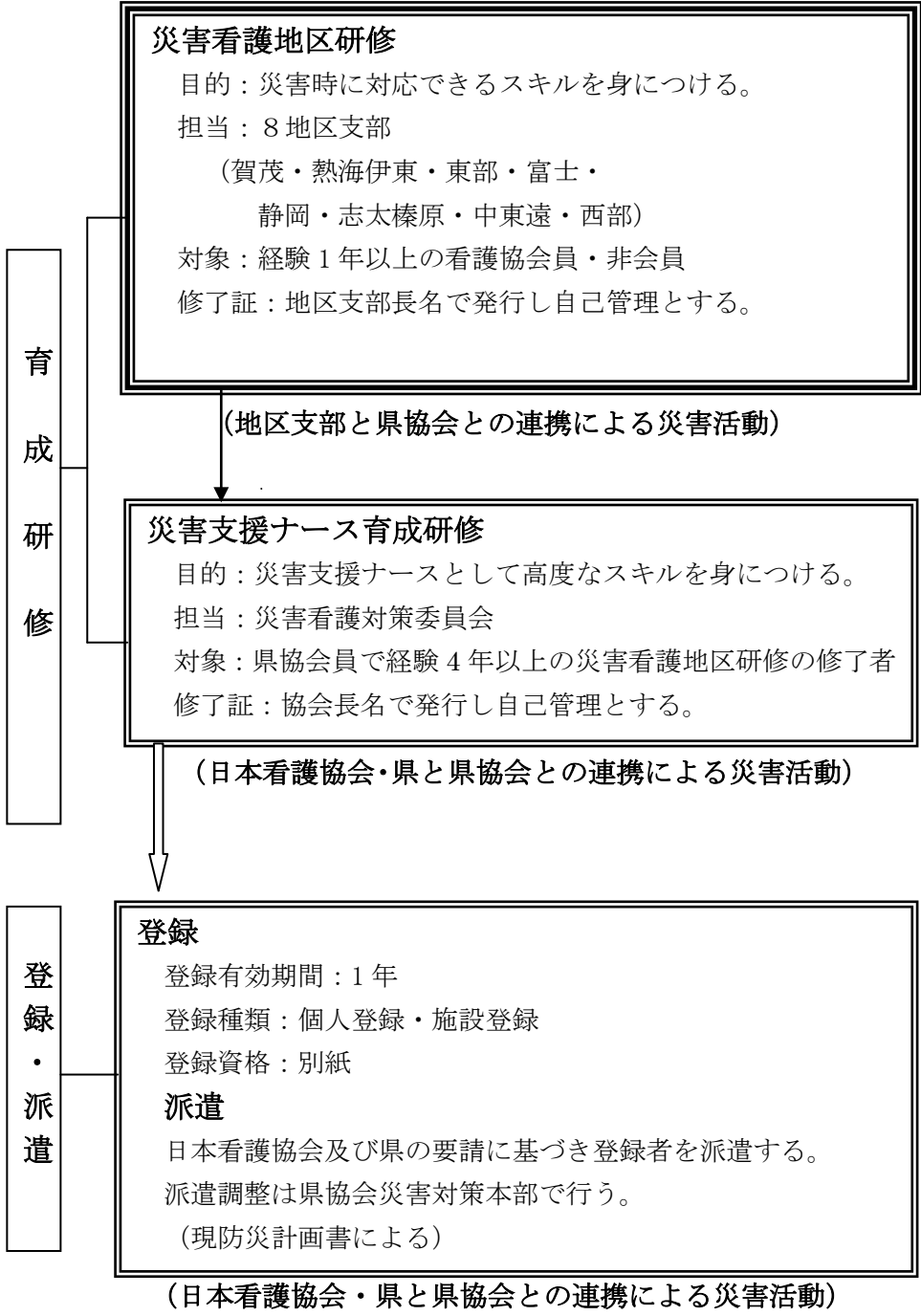


災害支援ナース出動時携行物品参考リスト

	物品等名	個数		物品等名	個数	備 考
支援活動に必要なもの	1) 身分を保証するもの		リュックサック内物品	飲料水		1日3Lが目安
	身分証明書	1		非常食(ご飯)	6食	水又はお湯で戻すタイプ
	看護協会会員証	1		懐中電灯・ペンライト	1	
	保険証	1		ヘルメット	1	
	2) 災害支援ナース登録証	1		サバイバルブランケット	1	寒さ・雨を防ぐ
	名札ケース	1		軍手	1	すべり止め付き
	3) 防災ベスト (看護協会・各地区支部管理)	1			1	
	4) 腕時計	1		コンパクトタオル	1	真空包装2枚入り
自分を守るためのもの	1) ガウン・手袋・マスク	1		ウェットティッシュ	1	
	2) 常備薬 (風邪薬、うがい薬、目薬、 胃腸薬、頭痛薬等)	1		肌着セット	1	Tシャツ 下着、靴下
	3) カイロ(冬)	1		救急セット	1	三角巾、ガーゼ、 包帯、脱脂綿、 カット判、ハサミ、 ピンセット、メモ用紙
	4) 帽子	1		筆記用具	1	
	5) 虫除けスプレー(夏)	1		ウエストポーチ	1	
	6) 防災ゴーグル	1		尿キャッチ	10	自分の排泄処理用
生活に必要なもの	衣 トレーニングウェア	1		消臭凝固剤	3	自分の排泄処理用
	スラックス	1	生理用品			
	長袖シャツ	2~3	ビニール袋	3	各サイズ	
	ソックス	2~3	サランラップ	1		
	履き慣れた靴又は運動靴	1	ティッシュペーパー			
	食 糖分補給用補食	1				
	ビタミン、カルシウム補食	1				
	(ビスケット類・飴類等)					
	住 洗面道具・タオル	各1				
	現金					
情報源として必要なもの	携帯ラジオ	1				
	携帯電話	1				
	テレホンカードと小銭					
	手回しラジオ・充電器					

公益社団法人 静岡県看護協会災害看護支援体系

公益社団法人として、定款第4条防災及び災害支援に関する事業を、看護職が有事の際に、対応できるスキルを身につけ（育成研修）、社会貢献に繋げていく。また、タイムリーな支援のため登録・派遣について管理する。



2012.10 作成

静岡県看護協会 災害支援ナース登録について

登録について		
項目	○個人登録 ・自己責任において登録する	○施設登録 (施設登録のメリット) ・看護協会と施設との密な連携ができ、タイムリーな派遣対応ができる ・災害看護を熟知した看護職の派遣の確保ができる
登録及び更新時期	4月1日～4月30日	4月1日～5月15日
登録認定期間	1年間（5月1日～翌年の4月30日）	1年間（5月1日～翌年の5月15日）
申請資格	<ul style="list-style-type: none"> ① 静岡県看護協会会員の方 ② 看護職としての経験年数が<u>5年以上</u>の方 ③ 災害支援ナース育成研修を修了している方 ④ 災害支援活動に意欲的であり、自己研鑽に努めている方 ⑤ 県看護協会が必要とする災害看護領域の各期において実践できる方 ⑥ 勤務施設及び所属長の理解と協力を得ることができる方 ⑦ 未就業の場合は連絡手段が確保できる方 ⑧ 派遣依頼に早急に応じることができる方 ⑨ 災害支援に支障がない健康状態にある方（年齢は問わない） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 個人登録者がいる施設であること ② 静岡県看護協会の災害支援ナース派遣依頼に対して、協力できる施設であること ③ 施設長が了解していること ④ 施設登録は、看護代表者が施設名・登録可能人数を記入して、申請すること ⑤ その他 個人登録をしていることが望ましが、災害看護等の経験が豊富で、施設として推薦したいと考える看護職（会員）がいれば、個人登録をしていなくても可能とする (静岡県看護協会会員であること)
登録者研修	登録者に対して、半日程度の研修を実施 (研修内容：派遣に際しての心構え等)	

災害支援ナース個人登録申請用紙

平成 年 月 日 申請

	新規
	更新

ふりがな						
氏 名：		年齢				
就 業 施 設	施設名					
	住所	〒				
	TEL					
	FAX					
	E-mail					
	医療・福祉代 表者の承認	あり	・	なし		
自 宅	住所	〒				
	TEL					
	FAX					
	携帯番号					
	E-mail					
免許種類	保健師	助産師	看護師	准看護師	(○で囲む)	
免許取得年	昭和・平成	年	看護実務経験	年	役職名	
得意な 看護分野 (○で囲 む、複数 可)	トリアージ		内科系看護		神経科看護	地域看護
	救命救急看護		慢性疾患看護		地域看護	精神看護
	手術室看護		外科系看護		社会資源の知識 があり、活用でき る様々な看護領 域での活動	
	透析看護					
	緊急時看護管 理					
研修受講履歴： 研修修了証のコピーを提出してください。 登録申請者は、下記のいずれかの修了証をコピーして提出してください。 <input type="radio"/> 移行措置研修修了証 <input type="radio"/> 平成 24 年度フォローアップ研修修了証 <input type="radio"/> 平成 25 年度以降の災害支援ナース育成研修修了証						

この個人情報については、静岡県看護協会災害支援ナース以外には、使用しません。

静岡県看護協会事務局 FAX 054-202-1751

災害支援ナース施設登録申請用紙

平成 年 月 日 申請

種別 (該当に○)	1	施設登録
	2	施設登録更新

登 録 施 設	施設名	
	病院の種別 (○を付ける)	<input type="checkbox"/> 一般病院 <input type="checkbox"/> 精神科病院 <input type="checkbox"/> 療養病院 <input type="checkbox"/> その他
	住所	
	T E L	
	F A X	
	E-mail (看護代表者もしくは 看護部のメール)	
	看護代表者名 (職名)	

登録可能な総人数	名
----------	---

静岡県看護協会事務局

F A X 0 5 4 - 2 0 2 - 1 7 5 1